



会報

# 日食協

第79号 93.3.31発行 日本加工食品卸協会 〒103 東京都中央区日本橋室町2-5-11(江戸ビル4階)  
電話 東京03(3241)6568・6569番 FAX03(3241)1469番

目

次

業界内課題の共有化で相互理解深める 第22回 賛助会員世話人会開催	2
※ 「支部賛助会員連絡会」の運営について	4
※ 委員会の重点活動報告について	5
情報システム化委員会・商品委員会・物流委員会・食品取引改善委員会	5
※ 日食協今後の運営等について	10
日食協の基本的運営につき審議：正副会長会議を開催	12
◇「連絡会運営要領」「嘱託内規」：書面理事会で2案承認	13
◇運営委員会：多角的に後期活動を推進	14
・最適流通システム開発普及事業	15
◇商品委員会：	
・センターW Gが中間報告	16
・「賞味期限」表示の方向で検討	19
・賞味期間・納入期限・販売期限等の実態を見る	19
◇情報システム化委員会：	
・卸売酒販組合と委員会交流	23
・ネットワーク検討会活動報告	23
・D P P研究会の活動報告	24
・統一伝票でアンケート	24
◇物流委員会：	
・物流関連事項でアンケート実施	25
◇関東支部：	
・平成3年度物流コストを算出	28
・首都圏における百貨店・スーパーの返品実態	30
◇支部ニュース：	
・関東支部が各県ブロックと合同委員会	33
・第19回 商品研修会を実施計画	35
・近畿支部で15周年記念集会挙行	35
◇共同配送委員会：配送コスト算出方法再検討	36
◇缶詰ブランドオーナー会：	
・筍全国大会に備え蔬菜部会	36
・第44回 筍缶詰全国大会	38
・新ものみかん缶詰で情報交換	38
・3月末のみかん缶詰 J A S受検状況	38
・品質対策委員会がクレーム実態調査	39

# 業界内課題の共有化で相互理解深める

## 第22回賛助会員世話人会開催

平成5年1月27日午前11時半から、日本橋精養軒において第22回目の賛助会員世話人会が開催され ①「支部賛助会員連絡会」の運営 ②委員会の重点活動報告 ③日付表示問題の動向 ④日食協の今後の運営等につき報告するとともに意見交換した。この世話人会では、現況厳しい状況が続く中にあって、特に変化に対しての捉え方と共通認識のあり方、持ち方の重要性が話題に上り、今後の業界間の取組みにおいても、いわゆる業界内課題の「共有化」で相互理解を深めることがより肝要とされた。

以下に、この日報告された活動状況を中心にその内容のあらましを掲げることとする。



世話人会の開催に先立ち、日食協側から磯内善介運営委員長、世話人側は世話人代表の中川和夫氏（味の素株式会社常務取締役）よりそれぞれ概要次のような挨拶があった。

### 磯内運営委員長の挨拶：

『まだ一月中でありますので、新年のご挨拶を申し上げます。

みなさま、新年明けましておめでとうござります。

昨年中はいろいろとご指導頂き、ありがとうございました。本年も宜しくお願ひ申し上げます。

さて、賛助会員世話人会の世話人代表であります味の素株式会社の中川常務様から、賛助会員世話人会は、これから再々開いて情報交換を密にした方がよろしいのではないかとのご提言があり、一月の開催は今までになかったのではないかと思

いますが、本日開催の運びとなりました。

時あたかもと申しましょうか、非常に食品業界も厳しい状況を迎えており、こうした時機に情報交換できることは、意義あることだと存じます。

ところで、百貨店の売上高が昨年は前年に比べ3.3%の減と伝えられていますが、そのように消費者の消費は生活防衛型に変わってきており、私どもの商売も難しいものとなってまいりました。

それだけに、メーカーの皆様方からは積極的なご指導、ご支援を頂戴しながら本年も乗り切って参りたいと存じますので、どうか本日はいろいろの角度からご叱声を賜りたいと思います。

また、かねてからご無理なお願を申し上げておりました「食流機構」に対する寄付金でありますが、メーカー様からの特別のご温情あるご賛同を賜り、日食協として全額を完納することが出来ま

した。

これは偏に賛助会員でありますメーカー様の御協力の賜物と、心から感謝申し上げます。

アメリカでは、46才の戦後生れの大統領が誕しましたが、そのクリントン大統領が「変化」と言うことを打ち出して登場致しました。

同様に韓国でもキム・ヨムサムさんが「変化」を旗印にして当選致しました。

私ども日食協幹部も、変化をしなければならないと思いますが、顔ぶれは全く変化を致しておりません。この変わらぬ顔触れで、本年度も1年間お付き合いをさせて頂くことになりますが、なにぶんとも宜しくお願ひ申し上げます。

こちらからメーカー様のお顔色を拝見致しますと、非常にお健やかで、よいお顔ぶればかりお揃いでございます。

反対にそちらから見る卸の方はあまりぱっとしない顔をしているのではないかと思っておりますが、このような不況時には、卸とメーカー様が一体になって乗り切っていかなければならない時代であると認識致しております、本日の賛助会員世話人会も、そのように進めて参りたいと存じますので、宜しくご協力のほどお願ひ申し上げます。』

### 中川世話人会代表のご挨拶：

『ご指名でございますので、一言ご挨拶申し上げます。

本席では、今年最初の会合でありますので、まずは皆様明けましてお目でどうござります。

前置きは省略しまして、このような厳しい時代にあって、メーカー間では相当に激しい競争が行なわれている訳であります、メーカー経営幹部にいろいろお話をうかがってみると、ここ1~2年の営業関係の経営課題の変化の捉え方に各社共通の認識があるようと思われます。

一方、われわれが造ったものを消費者に届ける機能を有される卸売業におきましては「日食協」という相互に話し合いのできる立派な場がある訳ですから、業界内の課題の共有化がわれわれメーカーよりも一層、速く明確に図れるのではないかと思います。

先ほどの、何となくこちら側の顔色が良くて、そちら側の顔色が冴えないとおっしゃられましたけれども、業績の面ではむしろ問屋さんの方が良いのではないかと今年は、こちらからは拝見している訳であります。

メーカー側としまして、卸売業の皆さんに一番まとまって欲しいなと思うことは、大変失礼な言い方ですが、こうした非常に大事な時機に、お互いの競争と卸売業の経営課題とがきちんと分けられた中で、業界としてどうあるべきかということが、本当の意味で話し合いが出来ているのかどうかということあります。

冒頭に大変きついことを申し上げますが、われわれとしてはその点を大いに期待しております。度々申していることですが、生販三層がそれぞれに役割を果たし合い三層がきちんと国民生活に寄与出来るような、取り組みの本年は元年となるような年になってくれれば良いなと思っておりま

す。

お叱りを受けるのを覚悟で、一月冒頭にお願いをさせて頂きまして、ご挨拶と致します。

相互の理解を深めるために、どしどしご意見を頂き、また、それがわれわれのためでもありますので、是非、宜しくお願ひ申し上げます。』

### 事務局：

『先ほど、運営委員長より財団法人 食品流通構造改善促進機構（略称：食流機構）に係る寄付金につき完納できた旨のご挨拶がありましたが、この件に関しましては、先の運営委員会、11月25日の理事会において完納方法が具体的に諮られた上で12月末、目標額3000万円に対する未達分の1,114,000円を本会計の予備費から充当し、食流機構宛満額にして振り込み完納致しました。

なお、未納会員からの振り込みが今後あった場合は、その分を予備費に組入れることに致しております。議題には掲げてありませんが、ご報告申し上げます。』

☆ ☆ ☆

### 1、「支部賛助会員連絡会」の運営について

かねてから賛助会員世話人会より、各支部に対し世話人会等で話し合われた結果について、円滑な連絡が図られるシステムが望まれていたが、この件に関し運営委員会で具体的な協議を行なった上、11月25日の理事会において、出席支部長理事から、その目的・運営法方等につき意見交換がなされ、これを踏まえて、更に運営委員会で再

協議の上、「支部賛助会員連絡会運営要領」が取り纏められた。

この運営要領案については、1月14日開催の正副会長会議に諮り承認を得た後、今回の第22回賛助会員世話人会において提示され、事務局よりの内容説明と、意見交換を行なった後、今後の連絡会運営につきこれを了承した。

運営要領は次の通りである。

#### 「支部賛助会員連絡会運営要領」

支部は、本会の賛助会員世話人会活動等に係る周知を図るため支部内に「賛助会員連絡会」を置くことができる。

##### (名 称)

当該支部の「支部賛助会員連絡会」と称する。

##### (連絡会の運営)

支部賛助会員連絡会は、支部の自主運営に委ねるものとし必要に応じて隨時開催する。

##### (連絡会の構成)

支部賛助会員連絡会は、本会の賛助会員世話人会企業並びに賛助会員企業による構成を原則とする。

##### (連絡会の招集)

支部賛助会員連絡会は、支部長が招集する。

##### (活動の目的)

本会の賛助会員世話人会等の開催結果に関

しては、本部は、速やかに各支部に対し報知することに努め、支部にあっては、支部賛助会員連絡会を通じ、周知すること等により、賛助会員との連動を密にするとともに事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

(予算の活用)

本会からの「支部充当費」の活用を原則とする。

(要領の変更等)

本運営要領の変更等については、理事会において協議して行う。

以上

なお、この「支部賛助会員連絡会運営要領」は規約に準ずるものとして、書面理事会において正式に諮られる旨事務局より報告がなされた。

## 2. 委員会の重点活動報告について

各委員会の重点活動については、今回は情報システム化委員会、商品委員会、物流委員会、食品取引改善委員会の順で出席委員長より、概要次のような報告並びに各世話人との意見交換がなされた。

### ■ 基準書の普及ならびに酒類食品統一伝票アンケートの実施 ■

情報システム化委員会 松本委員長：

『情報システム化委員会の活動は、情報に係るシステムを標準化して円滑なネットワークを組めるようにしたいというのが目的であり、それに沿って既に基準を決めさせて頂き、現在その基準書の第3版の普及に力を注いでいくことが活動の中心とされているが、その一環としての統一伝票の普及に努めている。

特にメーカーの出荷案内書については、私どもで商品と伝票を照合するときに、フォーマットがある程度統一されていないと、なかなか見にくいために間違いも発生しがちであり、そうした意味からも出荷伝票の統一化をお願いしてきた。

伝票の改定は各社それぞれに大変なことであると思っているが、この件に関してはすでに賛助会員の皆様にご協力のお願い状を差し上げたことがあり、それを更にもう一步前進させて頂き、採用の具現化を図りたいと思っている。

本日ご出席の賛助会員の皆様はいずれもリーダーシップをお持ちの方々であり、この中から、伝票の規格化、統一化に具体的な例をお示し頂くと非常に普及化に弾みのつくことでもあると考えている。

大変差し出がましい伺い方で恐縮であるが、後刻、改めて文書をお届けし、出荷伝票のフォーマットの統一化について、もし、実用化するご計画があれば、それがいつの時点をご予定か。また、こういう点がわが社では、まだネックになっているから、この点を改良して欲しいと言った、そういう忌憚のないご意見もお寄せ願って、賛助会員の皆様方の会社の状況を把握させて頂き、それに対応するかたちでわれわれもまた、伝票統一化の

普及を推進して参りたいと思っている。

3月に情報システム化委員会を開催する予定であるが、その前後にアンケートする案文等を作成し、発送する段取りと致したく、どうか、第一歩を具体的に踏み出すためにも、宜しくご協力のほどお願い申し上げたい。

それから、まだ申し上げるのは早いと思われるが、実は日食協の発足以来、情報システム委員会では、「卸店メーカー企業間標準システム」の基準書の第3版までをわれわれとしては作り上げてきた訳であるが、このたび東京都卸売酒販組合では、新しい年度に入るに当たって、この2月末に総会を開き、同組合の中にも情報システム委員会を設け、この問題を酒の側から取り組むことになった。

大蔵省におかれても非常にご熱心で、本件に関する予算化を図り、推進して参りたいとの意向を漏れ聞いており、そうした新しい機関が発足する予定である。

今までわれわれは、食品という立場のみでしか動いていなかったが、これからは酒という立場をも含め、東京都卸売酒販組合と連繋し、取り組むことになった。

もっとも、実際は全国卸売酒販組合中央会ということになるが、この東京都卸売酒販組合は、全国卸売酒販組合中央会の殆どの下働きを果たしてきたおり、東京都卸売酒販組合がやっていることは即、全国卸売酒販組合中央会に吸い上げられるというかたちになっている。従って、これは全国卸売酒販組合中央会の動きと解釈頂いてもよいと思う。

そこで、東京都卸売酒販組合では、そのためのワーキンググループを設置し、これからいろいろな作業をして行くことになるが、日食協のネットワーク検討会にはすでに酒類関係のメーカーが加わっており、われわれ問屋も酒だけとか、食品だけというのではなく、酒類食品という形で営業している訳で、そうした点では、好むと好まざるに拘らず、ワーキンググループについてはオーバーラップすることになるのではないかと思う。

立場は酒と食品と異なるが、これからは総合的なかたちでこの問題は進むのではないかと、個人的には感じている。

先に申した如く、2月の総会終了後、東京都卸売酒販組合に情報システム委員会が出来て、日食協との連繋が図られる形での有機的な動きが必要と考えている。』

なお、世話人会メンバーの中で、まだ基準書の現物未見聞の方もおられ、第3版基準書及び酒類食品統一伝票のフォーマットを参考資料として事務局より配布した。

### 商品委員会の活動状況報告

#### 商品委員会 加藤委員長：

『先ず、センターフィーの問題であるが、現在までに8回にわたりワーキンググループを開催し、その実態について取纏めを行なった旨報告を受けた。

現在のところ商品委員会では委員会を改めて開催の上、日食協としてどういう考え方で、これを最終的にまとめるかの段階にあが、その実態等については後ほど、木村座長より報告申し上げることに致したい。

### 3、日付表示問題について

次に、返品問題については、まだ纏めの段階に至っていないが、日食協の年度内の3月までにはこれと合わせて割戻金問題とともに方向をとりまとめてご報告申し上げたい。

取りあえずこの2件については、そのような状況で推移している。

それから、日付表示の問題について若干申し上げたい。

去る12月25日に日食協では、運営・商品共同委員会を開催し、食品表示問題に関する農林水産省のアンケートに対して統一回答が望まれるとして、本日ここに出席の商品委員会のメンバー8社から回答して頂いた資料をもとに、意見の交換を行なった。

その結果をまとめたものがお手元にあると思うが、この資料の細かい点は別として、結論的には製造年月日の表示よりは、「賞味期間」ないしは「賞味期限」の表示に統一する方向で取纏めを行ない、正副会長会議での承認を得た上で、農林水産省に統一回答として届け出たものである。』

### センター・フィーWG活動の現況

商品委員長の報告に続き、同委員会傘下のセン

ター・フィーWGの活動現況につき木村哲二座長は大要次のような報告を行なった。

### センター・フィーWG 木村座長

『前回の10月28日に開催の賛助会員世話人会（第21回）でご報告申し上げた後、あまり作業は進んでいないが、その折に報告しなかった部分があるので申し上げたい。

それは、相手方の物流センター納入に対しての取引条件の実態がどうなっているかについてである。

前回センターの設置状況、運営状況を報告したが、実は昨年、日本チーンストア協会で、会員企業154社に対してセンターの設置状況についてアンケート調査を実施しており、それによると回収企業100社（74%）の回答があった中での、センターを保有している企業は72.8%に達している旨が業界紙に掲載された。

そこでこれらの企業のセンターに対する納入価格の状況がどうなっているかを、もう一度、われわれの方で調べたところ、センター納品に係る商品の価格の設定方法については、GMSにおいては、ほぼ100%に近いものが殆ど店舗渡し価格となっている。

また、SMにおいても90%が店舗渡し価格で決定されている。

それと、日本チーンストア協会の同じアンケートで判ったことは、センター・フィーの分担状況について、店舗渡し価格で決められた場合、どうなっているか。

先ず第一番として、すべて納入負担企業、すなわち、われわれ納入業者に対するセンター・フィー

負担分は25%である。

それから、二番目として一部量販店負担と納入業者一部負担のいわゆる負担を共同としている企業が64.1%となっている。

三番目としては、すべて量販店の方で負担するという企業が、そのアンケート調査の15%の回答であったということが、その後に判った。

なお、先般ご説明した中で、多少曖昧で、この辺りがはっきりしないため調査していた部分の、いわゆるセンター納入と各量販店の店舗に対する直納コストについてであるが、これは、われわれ日食協の会員の中にあっても、いろいろセンター運営における条件が異なり、例えば償却期間の問題だとか、センターの位置とか、あるいは自社店舗間のセンターの距離によっても違ってくる。

また、自社運営か賃貸か等々、こうしたいろいろな部分が絡み合っており、それを今、一つ一つ解きほぐしながら取纏め中であることを報告申し上げ、次回開催までには発表出来るように致したいと考えている。』

概要、以上のような経過報告等があり、意見の交換が行なわれたが、今後更にセンターの増設が進むであろうと予想される中、真に望まれることは、透明性あるセンターフィーを期待するということであった。

### 〔物流委員会の活動状況報告〕

物流委員会 田尾委員長：

『ただいまのセンターフィーの問題は、大きな関

心事であり、当委員会においても、今後の商品委員会の作業に合わせて検討致したいと考えているが、現在委員会が取り組んでいる問題並びに方針につき報告申し上げたい。

先きほど報告のあった食品表示の問題は、返品問題とともに、われわれの物流合理化・効率化に係る大きな阻害要因ともなり、特に過度な小売業の鮮度管理、それがもたらす返品、それから派生する物流の非効率化等々、この日付表示問題は、業界にとって重要な課題である。

それだけに農林水産省並びに厚生省の適切な行政指導に期待しているところであるが、現在、両省では、賞味期限表示という方向で取り組むべしという方針が、ほぼ出てきたようである。

これらのことについても、世話人会の皆様方にアンケートさせて頂くとともに、その結果をもとに今後の取組み方法等を明確にして参りたいと考えている。

ただ、問題点として、この「賞味期限」という表示に確たる裏付けがなく、賞味期限一本の表示となるにしても、例えば消費者団体や一般の関係者から、賞味期限の基準とは一体何かと問われた場合、これは各メーカーが表示している賞味期限に依る以外にない。しかしそれは目安であって、絶対大丈夫という表示ではない。

この辺のことにつき、アンケートの結果を待って、メーカーの皆様といろいろご検討願うことに致したい。

それと、日米構造協議で指摘されている返品問題に絡む過度な鮮度管理に関しても、メスを入れていくことがこれからの大変な課題であろうかと思う。

なお、かねてから商品管理上、中箱・外箱にそれぞれ製造年月日並びに賞味期限の表示をメーカーにお願い申し上げている。

それに加えて物流合理化のために、物流シンボルの表示についてのお願いもしているが、昨今は得意先から I T F 表示と J A N 表示に対しての要望が強く、これらの問題についても、センターフィー同様に、卸売業界として今後どのような対応をすべきか等々を、これからは作業として取り組むことにしたい。』

#### 物流委員会 WG 浅井座長：

『お手元の <「製造年月日・賞味期間」表示の進捗状況の確認と関連事項のアンケートお願いの件>と題する資料は、本日ご出席の賛助会員世話人会 13 社の物流ご担当の実務の方に回答をお願いすることにしたいと考えている。

アンケート内容としては、製造年月日・賞味期間の表示について、商品ジャンル別に出荷実績の多い代表的商品を調査することが一つと、物流の効率化という観点から、皆さんの考え方やご意見をお聞かせ頂ければと思っている。

なお、先ほどの物流センターとも関連して、昨今シール貼り等、物流に係る様々な要求がもたらされており、その中で I T F ・ 物流商品シンボルとか J A N ・ 共通商品コード等印刷したものを納入せよとの要望が高まってきてはいるが、しかしそれらが普及しない理由は何なのか、また、業者負担の問題等を含め、業種としての対応はどうかなど、ご意見を積極的にお寄せ頂きたい。

それと、一貫パレチゼーションに関連し、メーカーからパレットセンターに入った商品の受渡しに用いるパレットの統一問題、あるいは、一貫パレチゼーションに対するメーカーのお考えも卒直にお伺いしたい。

以上のことについてアンケートさせて頂くが、2月始めに発送申し上げ、2月末に回収し、取纏めした上で、3月中にある程度の方向づけをする予定であり、宜しくご協力のほどお願い申し上げたい。』

#### 事務局より：

『食品表示の問題については、農林水産省主催による食品表示問題懇談会が設けられており、来る 2 月 2 日に第 6 回目の懇談会が開催され、関係団体の最終ヒヤリングがそこで行なわれることになっているが、日食協からは商品委員長並びに専務理事がその懇談会に出席する。』

なお、その結果については、会報等を通じてお知らせすることに致したい。』

#### 〔食品取引改善委員会の活動状況報告〕

#### 新価格体系構築検討協議会 大竹座長：

『木下食品取引改善委員長が所要により欠席のため代わって報告させて頂きたいたい。』

食品取引改善委員会としての主な活動は「定率に加えて定額の導入」のいわゆる新価格体系の具現化活動であり、従来からいろいろと皆様方にお願いしてきて、徐々にではあるが成果が現われて

きつつある。

しかし、物流委員会で算出されている物流コストに見合うかどうかとなると、そこまでには至っていないというのが現在の評価である。

今年の4月からあるメーカー企業では、新しい取引制度を取り入れられるとお聞きしている。

また、他のメーカーにおかれても、何らかのかたちでご検討頂いている旨、漏れ聞いている。

われわれの卸機能を発揮するための最大の原動力となるものは儲が出るか出ないかであり、どうか、今後の卸機能の充実化のためにも物流費のコストオントンの面での前向きのご配慮を賜りたい。

それから、前回の世話人会で木下委員長より今問題になっている賞味期限について報告があったが、「日付表示に関する意識調査」の農林水産省に対する日食協としての統一回答の中で、賞味期限、納入期限及び販売期限の項目があり、そのアンケートに答えている商品委員会8社の回答のうちで残念に思われることは、魚介類の缶詰で賞味期間が36カ月～60カ月となっておりながら、販売期限は10カ月となっている。これは、どの量販店がそういう決め方をしているのかは判らないが、こうした納入期限、販売期限の自社基準の決め方は、今後の取引上においても大きな問題になると考えられる。例えば、醤油にしても12カ月のうち6カ月しか販売しないよ、と言ったような実態がある。

いずれにしても、今後表示問題について、ある一定のメドがつく段階で、改めて納入期限、販売期限の問題を当委員会として実態調査することにし、その上で方向性を整えたいと思っている。』

## 日食協の今後の運営等について

(特に会費の見直しの件)

### 4、日食協の今後の運営等について：

#### 事務局：

『日食協今後の運営等についてであるが、内容的なことを申し上げると、これは会費の見直しをしたいということであり、現在運営委員会を中心いて、平成5年度における予算の組み替えを検討中である。

お手元に、会費見直しのための資料を案として用意させて頂いたが、御案内のように日食協が発足して15年を越え、この間に会費の見直しが行なわれたのは、昭和59年に、会員の過半数を占めている3万円と、5万円の会員企業の年間会費を据え置いたまま、7万円以上の会員に限って2割のアップを行なった。それ以後、会費の見直しはしていない。

なお、贊助会費については、創立以来現在まで改定はされていない。

しかし、日食協活動のボリュームが増し、それとともに引き締め財政ながら経費が増大し、平成5年度においては、いかにしても会費の改定をしない限り、運営は困難な見通しとなってきた。

年度末は3月31日であるが、4月28日に運営委員会と理事会を開催して、一律33%の会費並びに贊助会費のアップをすることで、ご協力を願うべく、現在作業中である。

会費の改定は総会を開いて決定することになるが、今から準備にかかるないと間に合わないので実情をお汲み取り頂いて、贊助会員の皆様方におかれてもどうか、ご協力をお願い申し上げたい。

当初、案作成に当たりベースとして、会費の下限3万円を5万円及び4万円の2案を用意させて頂いたが、運営委員会において下限会費を4万円（実質33%アップ）の案の一本とすることになり、これを正副会長会議に諮り、本日その検討経過につき報告申し上げた次第である。

これにより予算的には33%のアップで306社分の会費のみのアップ額は541万円ということになる。

事業所登録会費は、現在1事業所6,000円の年間会費となっているが、これは66%アップの1万円に改定する案で諮る予定であり、この増額分は148事業所で59万円程度が上乗せとなる。

そして、賛助会費については、当初から一口5万円、最高5口までのランクでご協力頂いていたが、今回の見直しでは、現行年間賛助会費の一一律33%アップでのお力添えを頂く、との案でお示し致したい。

現在、113社の賛助会員がご加入であるが、これの増額分は454万円相当となる。

これらのご協力を頂けることにより、平成5年度は約1千万円程度が上乗せ予算になる見通しである。

その他では、支部活動費として各支部に送金している基本配分額の現行1会員1万円の配分に対し、その33%が加算充当される。

なお、改定に当たって、正副会長、顧問、常任理事並びに専務理事の構成による会費査定委員会が設置され、会費の公正な査定が行なわれることになっている。』

## <日食協の法人化について>

日食協の公益法人化問題については、昨年の5月に15周年の記念行事を執り行なった際、この15年を機に日食協を社団法人化しようとの気運が盛り上がったことではあるが、これはスクラップ・アンド・ビルトによる農林水産省管轄の法人団体の数の制限があって、そのために15周年には間に合わなかったという経緯がある。

しかし、その後農林水産省よりこの件に関し、法人化するには今が一番よい時機であるとの呼び掛けをいま改めて頂いているところである。

のことにつき、日食協の関係機関で協議を重ねた結果では、現状、そのように急ぐことはないのではないか。現在の任意団体で、メーカーと情報交換をしながら、例えば次の20周年を迎えるまで、自主的運営で臨むことも姿勢として考えられるのではないかなどの意見のあること等が報告された。

以上で、第22回賛助会員世話人会を終了。



次回開催：

第23回 賛助会員世話人会  
平成5年4月26日（月）  
午後4：00～6：00

※ 2時より運営委員会開催の予定。

## 日食協の基本的運営につき審議

### 正副会長会議を開催

1月14日午後5時半から鉄道会館ルビーホール11階菊の間において正副会長会議を開催し  
①書面理事会の開催について、①「支部賛助会員連絡会運営要領」(案)、②嘱託の内規(案)②会費の見直しについて③日食協の法人化問題について④委託事業の受託と実施について⑤食品の日付表示問題について⑥その他・寄付金完納の報告・主な行事予定等、日食協の基本的運営に関する審議した。

書面理事会に関しては、かねてから賛助会員世話人会において話し合われた内容結果を支部並びに支部内所在の賛助メーカーに対し、報知徹底するための連絡システムが組まれることが希望されこれに応え、運営委員会で協議のうえ「支部賛助会員連絡会運営要領」(案)が作成されたが、この案の了承を得ること及び、このたび準職員としての「嘱託」を事務局に置くこととなり、その内規(案)につき審議され、両案ともに了承があり規約設定に準ずる事項として書面理事会で承認を取り付けることになった。

会費の見直しに関する運営委員会案につき、事務局より内容説明があり、会費並びに賛助会費の一率33%アップと事業所会費の1事業所につき1万円に改定したい旨が提示され、平成5年度の活動を推進して行くためには、事情止むを得ないとの合意により、具体的に理事会、定時総会に諮ることとなった。

なお、会費の改定に当たっては正副会長、運営委員会員で構成する会費査定委員会が置かれることになる。

日食協の法人化問題については、15周年を迎える時点で組織変えの方向が話し合われていたがスクラップ・アンド・ビルド規制により見送られることになった。

しかし、その後、ご当局より改めて法人化への指導があり、このことについて審議が進められたが、現時点では、早急に組織化しなければならない差し迫った状況ではなく、寧ろ20周年の節目の年を目標にしても宜しいのではないかの声も聞かれた。

財団法人食品流通構造改善促進機構よりの委託事業として平成4年度は、1. 卸人材育成確保推進事業 2. 食料品卸売業構造改善推進事業 3. 最適流通システム開発普及事業の3つの委託事業の調査研究に取組み、その報告書の取纏め状況につき事務局より報告がありこれを了承した。

食品表示問題については、関係行政機関において、製造年月日表示に変わる賞味期限表示への一本化が検討中であるが、日食協では2月2日農林水産省主催による第6回食品表示問題懇談会に代表が出席するに際し、加工食品卸業界として統一見解を述べることになり、その具体案として先の理事会でも報告のあった賞味期限の表示一本化につき事務局より経過説明がなされ、正副会長会議での了承が取り付けられた。

なお、財団法人食品流通構造改善促進機構への寄附金に関しては、平成4年12月末において目

標額3千万円を会員、賛助会員の積極的協力のもとに完納した旨が事務局より報告があった。

以上、平成5年度の日食協活動の基本的方向づけが、この正副会長会議で行なわれた。

☆ ☆ ☆ ☆

### 「連絡会運営要領」と「嘱託内規」

書面理事会で2案を承認

日食協活動の推進強化に伴い、会員並びに賛助会員間の緊密なる連動がこれから日食協にとって、より重要となってきている今日、本会に置かれている「賛助会員世話人会」の活動結果等を迅速、的確に各支部に報知し、併せてメーカーとの緊密化を図るべきとの観点から、日食協では支部内に「支部賛助会員連絡会」の場を設けることが出来ることとし、この度、別記運営要領（案）を作成した。

この運営要領（案）は、昨年11月25日に開催の理事会の審議結果を踏まえ作成されたものであるが、運営委員会において協議した上、さらに1月14日開催の正副会長会議で原案についての内諾を得たもの。

また、事務局の事務量増大に伴い、事務局要員の増員を図るため、新たに嘱託（準職員）を置くこととし、それを処務規程に盛り込むべく、別紙の内規（案）が作成された。

これについても運営委員会で協議の上で14日

開催の正副会長会議において原案の了承を得たものである。

この上記の「支部賛助会員連絡会運営要領」は規約等に準ずるものであり、また「処務規程」の加除改廃は、理事会承認事項となっているが、本件審議のためにのみ理事各位にお運び願うこともないとされ、書面理事会として諮ることにし、2月1日付けで理事会を開催。

両2案を全員異議なく書面議決した。

この度議決された「支部賛助会員連絡会運営要領」並びに「嘱託内規」は下記の通りである。

書面理事会の署名人：

津久浦慶之氏 コンタツ株式会社 取締役社長  
野老 利男氏 株式会社サンヨー堂取締役社長

[第1号議案] 「支部賛助会員連絡会運営要領」

案承認の件：

全員異議なし。

### 支部賛助会員連絡会運営要領

支部は、本会の賛助会員世話人会活動等に係る周知を図るために、支部内に「賛助会員連絡会」を置くことができる。

（名 称）

当該支部の「支部賛助会員連絡会」と称する。

（連絡会の運営）

支部賛助会員連絡会は、支部の自主運営に委ねるものとし、必要に応じて隨時開催する。

(連絡会の構成)

支部賛助会員連絡会は、本会の賛助会員世話人会企業並びに賛助会員企業による構成を原則とする。

(連絡会の招集)

支部賛助会員連絡会は、支部長が招集する。

(活動の目的)

本会の賛助会員世話人会等の開催結果に関しては、本部は、速やかに各支部に対し報知することに努め、支部にあっては、支部賛助会員連絡会を通じ周知すること等により、賛助会員との連動を密にするとともに、事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

(予算の活用)

本会からの「支部充当費」の活用を原則とする。

(要領の変更等)

本運営要領の変更等については、理事会において協議して行う。

以上

[第2号議案] 「嘱託（準職員）の内規」案承認の件」：

全員異議なし。

「嘱託（準職員）の内規」

本会の会務を執行する上で、会長が必要と認めるとき嘱託（準職員）を置くことが出来る。

嘱託（準職員）は、職務の遂行に支障を来さない健康状態を要する。

雇用期間は1カ年とし、会長が必要と認めて契約期間を更新するときは、初めの雇用契約から数えて満5年を越えることは出来ない。

嘱託（準職員）の身分は、一般職員に準ずるものとする。

嘱託（準職員）の給与は、本俸並びに賞与とし、会長がこれを定める。

嘱託（準職員）が退職するときは、退職金は支給しない。但し、会長が定める記念品を支給することが出来る。

以上



多角的に後期活動を推進

各委員会と緊密連動

平成4年度の活動の終盤期に入り、運営委員会は、各委員会との緊密な連動のもとに委託事業等を始めとする事業年度の取締め作業に重点的に取り組んでいる。

昨年の11月25日以降の後半期に入ってからの運営委員会活動を振り返って見ると、暮に差し

迫った12月25日に商品委員会との合同議題による日付表示問題を協議したのを始め ①食流機構への寄付金完納手続きに関する件 ②委託事業の受託及び実施計画等に関する件 ③賛助会員世話人会支部連絡会（仮称）の運営要領案に関する件 ④支部補充金申請に関する件 ⑤会費の改定案に関する件 ⑥事務局内の嘱託人事に関する件 ⑦日食協の法人化問題に関する件等、多角的にわたり協議した。

また、平成5年1月14日に開催の正副会長会議に当たっての提出諸案並びに関連資料の作成等の重点的作業を進めた。

なお、1月27日開催の賛助会員世話人会（別掲）に先立つ運営委員会を10時から開催し、予め報告内容の確認とその進め方等につき事前協議を行なった。

### 最適流通システム開発普及事業 新委託調査で報告書纏める

日食協では、農林水産省の補助事業として「平成4年度最適流通システム開発普及委託事業」につき、この度財団法人食品流通構造改善促進機構より誘引を受け、これを受諾し下記の委員会及びワーキンググループを設置して調査研究を開始した。

（敬称略）

最適流通システム開発普及事業委員会の委員

宮下正房	東京経済大学教授
------	----------

懸田 豊	千葉商科大学助教授
磯内善介	国分株式会社専務取締役
加藤 稔	株式会社菱食専務取締役
松本健一	株式会社廣屋取締役会長
田尾孝行	松下鈴木（株）常務取締役
木下 誠	株式会社明治屋専務取締役

### <ワーキンググループ>

野澤 建次	流通政策研究所 専務理事
岩崎 英司	流通政策研究所 主任研究員
篠憲一	国 分(株) システム企画室第3課長
大竹一太郎	(株) 明治屋 食品営業本部 流通営業部課長
浅井 久生	松下鈴木(株) 営業企画統 轄室室長代行
市ノ瀬竹久	(株) 菱食 常務取締役管理本 部副本部長
木村 哲二	(株) 菱食 営業本部N C チームリーダー
北田 久雄	日本加工食品卸協会 専務理事

この度の委託事業は、1月25日に第1回委員

会を開催したのを手始めに2月26日、3月12日の3回にわたり開かれ、また、ワーキンググループは2月3日、2月10日、3月25日にそれぞれ開催し、会員企業を中心にアンケート調査した結果の分析並びに報告書の取纏め作業を重点的に行なった。

今回の委託調査は、流通システムの開発がテーマとされ、加工食品部門の物流状況について ①最も厳しいリードタイムの現状 ②得意先が運営するセンター納品と使用料支払いの実態 ③得意先から的小口納品についての要請の状況 ④時間指定納品の現況 ⑤共同物流への取組み状況 ⑥物流コスト算出並びに倉出し売上対比 ⑦EOS採用の有無・受注件数の割合 ⑧返品の実態 ⑨納入期限 ⑩ノ一検品について等々加工食品卸業界の物流に係る広範囲にわたる実態調査が初めて手掛けられた。

特に今日的課題ともされているセンターフィーについては、実態把握が十分になされないままで対応してきた経過があり、このたびの調査でその実態等が示されることになるとして関心が寄せられている。

## 商品委員会

### センターフィWGが中間報告

平成4年度における商品委員会は、センターフ

ィの実態を調査するためのワーキンググループ活動と、食品表示問題への取り組みが重点的となつた。

センターフィWGにあっては、昨年の1月18日にスタートして以来、同年内の1月25日までに計8回開催し、以後調査等を踏まえての内容整備作業に取組み、1月22日付で「チェーンストア物流に係るセンターフィーの実態」につき商品委員長宛に中間答申を行なった。

更に1月27日の運営委員会でWGの活動経過報告がなされるとともに、同日引き続いて開催された第22回賛助会員世話人会において、商品委員長及び座長より、センター納入の現況等につき中間報告（別掲7頁参照）があり、特にセンターフィーに係る意見交換が行なわれた。

続いて、3月18日午後3時から開催の商品委員会においてWGが最終的案として煮詰めた「チェーンストア物流に係るセンターフィー実態報告書」につき協議した。案としての大筋は次の如くである。

### センターフィ実態報告書（案）の概要

#### 1、チェーンストア物流の現状：

日本のチェーンストア業界は、かっての高度成長期における大量生産、大量消費の社会的要請を背景として、大型店舗による多店舗展開、本部一括仕入れを通じた低価格化の実現、商品構成の総合化などにより急速な成長・発展を遂げてきた。

更に80年代後半より、消費ニーズの多様化・高度化や多品種少量化などの進展に伴い従来の業態、システム自体も変革せざるを得なくなり、また、労働力不足、物流コストの上昇、経済の悪化等により物流合理化を図ることが必須の課題ともなってきた。

それに加え、広域に及ぶ店舗の増加と店舗の大型化による商品構成の総合化等に伴い、納入業者による納品店舗の増加、配車車輌数の増加や店頭作業（搬入、検収等）の煩雑化など、取引先と店舗側双方にとっての問題が多くなってきた。

こうした状況の中で、チェーンストア各社は、物流センター設置を進めている。

☆ ☆ ☆ ☆

#### ①物流センター設置状況

日本チェーンストア協会が会員企業135社とその子会社関連企業19社の合計154社に対し「チェーンストア物流の現状と今後の方向」についてアンケート調査を実施した。

[回収企業：100社(74.1%)、子会社関連企業7社(36.8%)  
合計：107社(69.5%)]

①回答企業全体の72.8%の企業が物流センターを保有。

②業態別の保有率

GMS 87.0%

S S	76.9%
S M	66.7%

#### ②物流センターの運営状況

- ①専門業者への委託 85%
- ②物流子会社による運営 8%
- ③自社施設で自社直接運営 5%
- ④専門業者との共同運営 2%

#### ③物流センター施設

①T C (Transfer Center)

配送センターとして、店舗納品を行うもので、通常加工業務を除く仕分け・出荷・配送等の機能を有する施設。

②D C (Distribution Center)

T Cの仕分け・出荷（配送）機能のほか流通加工、在庫管理等の機能を有する施設をいう。

③P C (Process center)

生鮮・デリカ等の要冷品を扱うもので仕分け・出荷・配送等の機能を有する施設をいう。

#### ④商品の取引条件

取扱商品の納入取引価格の設定方法については、GMSにおいては殆どが「店舗渡し価格」を採用しており、S Mにおいても90%以上が「店舗渡し価格」となっている。

チェーンストア協会のアンケート調査では、センター運営費（配送費、コンピュータ関連費用等）の分担状況は「店舗卸し価格」の場合

- い)全て取引先負担の企業は25%
- ロ)一部自社負担（取引先は一部負担）の企業は64.1%
- ハ)全て自社負担の企業は15%

#### ⑤現状センターfeeの実態

センターフィーWGとしては、首都圏を中心としてGMSを対象とし、グロッサリーデ部分に絞って調査を行なったが、問題点としては、センターフィーの内訳や計算根拠が不明確でありチェーンストア側から、正確な解答が得られなかった。

#### ⑥卸のセンターフィーへの対応状況

大手、中小を問わずチェーンストアの配送センターの新增設は全国各地で進んでおり、それらの運営方法はかなりのバラツキがあり、卸が支払うセンターフィーも差が激しい。

調査では、センターフィーのメーカーへッジ率はWGメンバー企業を平均すると22%～24%のヘッジ率となる。メーカーにおけるセンターフィー負担の処理項目は殆どが販売促進費として処理され、物流費として処理しているメーカーは殆どない。

#### ⑦各店舗納入とセンター納入の実態

センター納入については、自社倉庫から量販店センターまでの横持ち運賃がまちまちで、各卸企業ごとにセンターの位置等にも相違があり算出が難しい。

また、物流経費にあっては、店舗納入の場合と比べ、コスト的にはかなりの問題を含んでいる。

### 2、チェーンストア物流の今後の展開方向

「多頻度小口配送」がさらに進歩する。POS等の情報化に基づく単品レベルでの販売管理・在庫管理を通じた店舗側からの計画的な発注と、これに連動した店舗配送の集約化・共同化や計画配送、混載等による車両積載効率の向上を実現するために、より効率的かつシステム的な「多頻度小口配送」が進んでいくものと考えられる。

チーンストアの物流センター作りは今後も活発化してくると見られ、それに伴なって当然センターフィーの要請が強まってくることが予想される。

卸業においても十分な業界コンセンサスを得て、新しい物流システムのコスト分担について明確化すべき時期が来たと思われる。

以上のような状況把握をもとに、今後の商品委員会としての対応につき協議した結果、内容的な整備を更に進めるとともに、本件に関してはなるべく早い機会に商品委員会を再度開き、まず、委員会メンバーと公正取引委員会取引課担当官との懇談の場を持ち指導を得ることとし、その上で次の活動に取り組むことになった。

## 「賞味期限」表示の方向で検討

### 過度の鮮度志向を善導へ

前号既報の通り、農林水産省、厚生省等関係行政筋では食品に係る「製造年月日」表示並びに「賞味期限（期間）」表示問題につき国際的観点に立って調整を急いでいるが、商品委員会では加工食品卸業界の立場から、従来の製造年月日表示を最重点としてきたことによる納入期限、販売期限の受入側の厳しい自主規制基準の設定、それに加えて消費者サイドの過度の鮮度志向等が流通慣行化して来ている現況に鑑み「賞味期限（期間）」表示を日食協の統一見解とし、関係行政庁に働きかけてきた。

去る2月2日に開催された農林水産省主催による第6回「食品表示問題懇談会」のヒヤリングの場には、加藤稔商品委員長と専務理事が出席し、業界の現況と賞味期間表示に係る希望意見を述べた。

方向性としては製造年月日表示重点主義から賞味期限（期間）表示の趨勢にあり、行政筋においても過度の鮮度志向は善導すべきとの姿勢を示しており、最終的な調整が注目されるところとなっている。



## 農水省の「日付表示に関する意識調査」に協力

### 賞味期間・納入期限・販売期限等の実態を見る

食品の表示問題に関して、農林水産省がこのたび実施した「日付表示に関する意識調査」の種々の設問の中で、取引上における代表的商品の賞味期間・納入期限・販売期限等の実態がどのような状況にあるかにつき、日食協・商品委員会メンバー8社による調査結果を見ると下記のごとくである。

<①～⑧は代表企業による回答>

(1)長期保存食品(1年以上)

品名	容器・包装	賞味期限	納入期限	販売期限
① 果実 カレー	缶詰 レトルト	36ヵ月 24ヵ月	15ヵ月 4ヵ月	24ヵ月 18ヵ月
② 魚介・果実 醤油	缶詰 塗詰・ペット	36ヵ月 18ヵ月	15ヵ月 4ヵ月	24ヵ月 10ヵ月
③ 魚介・果実 醤油	普及・アル缶 (シーバインパック)	36ヵ月 12ヵ月	6ヵ月 12ヵ月	10ヵ月 14ヵ月
④ 醬油	塗・缶・ボリ	12ヵ月	1ヵ月	3ヵ月
⑤ 果実 魚介・果実 醤油	缶詰 塗詰・ペット	36ヵ月 18ヵ月 12ヵ月	12ヵ月 1ヵ月 2ヵ月	24ヵ月 4ヵ月 6ヵ月
⑥ 醬油 コンビーフ	塗詰・ペット 缶詰	12ヵ月 36ヵ月	4ヵ月 5ヵ月	
⑦ 果実 ジャム	缶詰 瓶詰	36ヵ月 24ヵ月	13ヵ月 6ヵ月	
⑧ 魚介 食用油	缶詰 G缶	36ヵ月 24ヵ月	1ヵ月 1ヵ月	

(2)賞味期間の比較的長い食品(3ヶ月～1年程度)

品名	容器・包装	賞味期限	納入期限	販売期限
① 即席めん スナック菓子	袋 箱	6ヵ月 6ヵ月	1.5ヵ月 2ヵ月	5ヵ月 3ヵ月
② 即席めん 飲料	袋 缶入り	6ヵ月 12ヵ月	1.5ヵ月 4ヵ月	3ヵ月 10ヵ月
③ 即席めん ドレッシング	袋・カップ 塗・ボリ	5ヵ月 7ヵ月	0.5ヵ月 1ヵ月	1.5ヵ月 3ヵ月
④ ドレッシング	塗詰	10ヵ月	2ヵ月	4ヵ月

	即席 めん	袋	6ヵ月	1 カ月	3ヵ月
⑤	即席 めん	袋・カップ	3ヵ月	1 カ月	2ヵ月
	飲 料	壜入り	12ヵ月	2 カ月	6ヵ月
⑥	即席 めん	カップ入り	5ヵ月	1.5ヵ月	
	飲 料	缶入り	12ヵ月	4 カ月	
	み そ	カップ入り	4ヵ月	1.5ヵ月	
⑦	魚肉ソーセージ	ケーシング	6ヵ月	2ヵ月	
	ゼリ一	プラスチック容器	5ヵ月	2ヵ月	
⑧	ドレッシング	ポリ入り	6ヵ月	1 カ月	
	即席 めん	カップ	5ヵ月	15日	

(3)賞味期間の短い食品(2週間~3ヶ月程度)

品 名	容器・包装	賞味期限	納入期限	販売期限
① ハンバーグ	レトルト	1.5ヵ月	4日	15日
② 生パン粉	簡易包装	2 カ月	0.5ヵ月	1.5ヵ月
珍味	"	3 カ月	0.5ヵ月	1.5ヵ月
③ 取扱いなし	-	-	-	-
④ コンニャク	280g x20	2 カ月	3日	1ヵ月
⑤ 納豆	カップ入り	14日	3日	10日
⑥ 取扱いなし	-	-	-	-
⑦ プレザーフィッシュ	プラスチック容器	2 カ月		
⑧ バター	ケーシング	6 カ月	15日	
マヨネーズ	チューブ	3 カ月	15日	

(4)賞味期間の非常に短い食品(2週間未満)

品 名	容器・包装	賞味期限	納入期限	販売期限
① 取扱いなし	-	-	-	-
② 浅漬	簡易包装	4日	1日	2日
煮豆類	(日配)	-	1日	7日
③ 取扱いなし	-	-	-	-
④ 牛乳	パック入り	3日	1日	2日

⑤ 生 麺 袋入り	7日	2日	4日
牛 乳 パック入り	7日	2日	4日
⑥ 取扱いなし	—	—	—
⑦ 取扱いなし	—	—	—
⑧ 生 麺 袋入り	3日	1日	
チ ル ド 袋入り	14日	3日	

なお、行政に対する意見、希望並びにこのたびのアンケートに添えて、日食協としての要望事項は次の通り。

### ＜行政に対する意見、希望＞

- ※ 国民経済上、極度の鮮度志向によって非常にロスが大きい。正しく消費者に理解させるためにも行政と業者が一体となって指導していくようお願いしたい。
- ※ あまり厳しく規制するとコストアップとなり、消費者が高いものを買う結果に絡がる。
- ※ 商品ごとの特性による「賞味期間」がどのような基準で判断するかが大きな課題であり、この点の方針を要望したい。
- ※ 国として各省庁の意見を一つにして欲しい。また「販売期限」を小売各企業間の差別化の具に供さないよう指導して頂きたい。

### ＜日食協としての要望事項＞

加工食品卸業界としては、上記の意識調査の結果を踏まえ、次ぎのことにつき要望する。

- 1、おいしさの目安としての「賞味期間」の表示に一本化す。
- 2、業界に対しての十分な意見の聴取。
- 3、施行に当っては、無理のない猶予期間の設定。

以上



## 酒類・食品がシステム化で連繋

卸売酒販組合と委員会交流

情報システム化委員会では、3月15日午後3時から日食協議室において ①東京都卸売酒販組合側との対応活動に関する件 ②ネットワーク検討会活動報告 ③統一伝票アンケートの結果報告 ④情報システム研修会の開催等を協議した。

冒頭、松本委員長より東京都卸売酒販組合に新しく設置された「情報システム委員会」と日食協の「情報システム化委員会」の両委員会同士が、これからシステム化を進める上で、「酒類」と「食品」の壁を設けず、あい連繋しつつ活動展開する業界構想が具体化してきた旨報告があり、日食協の情報システム化委員会として今後の新対応につき協議がなされた。

委員会の交流方法としては、双方の委員会に委員会メンバーが交互参加して協議する形式がとられ、第1回目は5月18日午後2時から開催の東京都卸売酒販組合側情報システム委員会に日食協委員メンバーが出席する予定である。

第2回目は開催日未定であるが日食協側委員会開催日に酒販組合側メンバーが出席し、概ね2カ月に1回のスケジュールで協議の場が持たれる。

なお、東京都卸売酒販組合の情報システム委員会の委員は下記の通りである。

(敬称略)

### 東京都卸売酒販組合情報システム委員会

委員長	尾田 浩章	三源(株)	社 長
副 " "	松本 健一	(株)廣屋	会 長
" "	中村 隆一	国分(株)	システム室長
委 員	太田雄一郎	(株)太田商店	社 長
"	小泉 晃一	(株)小泉商店	社 長
"	渋谷 省三	(株)小綱	システム部長
"	鈴木 泰弘	日酒販(株)	システム開発課長
"	大岩 昭一	(株)升喜	システム開発部長
"	安封 明雄	松下鈴木(株)	システム部長
"	中村 善郎	(株)明治屋	システム本部長

今後の活動については、既存業界システムの再確認、輸入品を含めてのJANコード普及活動、共通取引先コード・商品コード等の普及、TIF並びにJICFSへの対応、更には、将来に向けてのコードセンター設置構想等々、大蔵省当局も少なからぬ関心を寄せており、関係行政並びに酒類食品両業界間の共通なインフラづくりが進められることに期待が掛けられている。

### <ネットワーク検討会活動報告>

ネットワーク検討会の活動については、本年に入って1月28日、3月11日（第69回目）とそれぞれ開催され、篠 憲一座長から主な検討項目につき報告があった。

- ・出荷案内書の廃止について

- ・活動テーマとしてのペーパーレスの検討。
- ・統一伝票の普及について
- ・商品案内データ（具現化の上での最小必須項目の洗い出し）
- ・卸・メーカー間の発注業務合理化のための自動発注システムの検討
- ・情報システム研修会の企画
- ・2月12日開催の卸メンバーによる検討等。

ない、70社を超える高回答率を示している。このアンケートの主な設問内容は次の通り。

- ・統一伝票の内容認知について
- ・専用伝票の年間使用状況等
- ・統一伝票の切り替え予定
- ・統一伝票の切り替え時期
- ・質問並びに意見

### < D P P 研究会の活動報告 >

D P P 研究会の活動については、原田 努座長より同研究会が本年度に実施した汎用センターにおける実態調査を踏まえ、このほど取纏められた報告書（案）を中心に調査の経緯、問題点並びに今後の取組み等に関してその概要を報告。

委員会として報告書に盛り込まれた内容を了承するとともに、会員企業等がこの報告書をマニュアルとして活用し、自社分析のもとでの開発が望まれるところから、同報告書を普及版として増刷することになった。

### 「統一伝票」でアンケート メーカーの採用実態を調査

酒類食品統一伝票の普及活動に関しては、メーカー共用の使用要領が作成され、日食協賛助会員メーカーを中心とした採用を積極的に呼び掛けているが、委員会では1昨年に引き続き、このほど改めて実態把握のためのアンケート調査を実施した。

今回の調査は本会賛助会員114社を対象に行

今回の調査では、現在使用中の自社専用伝票1セットを添えて回答して頂くことにしており、伝票そのものの使用実態も合わせ調査する運びである。

なお、統一伝票をまだ使用していないメーカー企業に対しては、使用の目的と効果につき4つのメリットも書き添えられた。

#### 統一伝票使用の目的とその効果について

※伝票を統一することにより、次の大きなメリットが先ず得られます。

**メリット1：項目欄を統一することにより、仕入時点での検品並びに検収業務の容易性、正確性を図ることが出来ます。**

**メリット2：項目及びその配列順序の統一により、納品伝票（出荷案内書）を原始証憑とするデータインプットの容易性、正確性を図ることが出来ます。**

**メリット3：請求、支払いに係る照合Key（日付・伝票No・発注No）の表示方法を統一することにより、照合業務の省力化が図れます。**

メリット4：伝票サイズを統一することにより、ファイリングの容易性と効率性が図れます。

後の対処姿勢などにつき話し合いがなされた。



### 「製造年月日・賞味期間」表示進捗状況 物流関連事項でアンケート実施

1月27日、運営委員会、賛助会員世話人会の開催された同日午後4時から日食協会議室において物流委員会を開き ①P研のパレット共同利用に係る状況報告 ②「日付表示」問題への取組みの件 ③D P（物的流通）ラベルの標準化問題 ④今後の委員会活動の進め方等につき協議した。

田尾委員長より、当日開催の賛助会員世話人会での特にセンターフィーに関する意見交換の模様につき概要報告があり、物流委員会の立場からも大いに関連する問題であり、商品委員会WGの作業の進行に噛み合わせ、委員会として取り組みたい旨意向が述べられた。

P研のパレット共同利用に係る状況報告については、年初某業界新聞にレンタル契約が決着したとの報道がなされたが、事実に反した報道であったことが確認された。

しかし、事実が歪められることは合理化努力を進めつつある上での阻害要因にもなり兼ねず、今

なお、浅井久生座長より、1月19日開催のP研代表者とWGメンバーとの合同懇談会のあらましつき報告が行なわれた。

P研活動は平成2年6月からパレット共同回収を中心とした実験研究が続けられているが、共同回収店舗数は27店舗に及び、概ね100%近い回収率となっており、その滞留平均日数は15日といわれる。

しかし、委員会の内部意見としては、例えば、P研との話し合いの場の持ち方、取り組み方にしても、現段階では、賛助会員世話人会の場と分離すべきとの考え方もあり、また、卸サイドでの荷受けの仕方が曖昧な状況にあることや、整理に要する時間と人件費、更にはレンタル負担料問題等々、検討事項は多々残されている。

委員会としても、これらの諸課題への整合化を図るべきであるとされた。

日付表示問題への取組みについては、賛助会員世話人会13社を対象に、実態把握のためのアンケート調査を行うことを決め、WG作成の設問内容等を協議した。

今後の物流委員会としての活動テーマについては、協議の結果、①食品表示問題への取組み ②トータルコストの算出 ③ITF並びにPDラベルガイドライン等についての検討 ④センターフィー問題への対応 ⑤T11型パレットとビールパレット等、卸業界としてのパレット問題に関しての考え方・方向づけの5テーマが確認された。

なお、委員会としては情報システム化委員会と十分な疎通を図る必要があるとされ、近く合同懇談会の場を持つことになった。

☆ ☆ ☆ ☆

3月24日開催の物流委員会（第19回目）では①アンケート結果報告と今後の取組みに関する件②パレチゼーションに係る状況報告及び今後の取組み等に関する件を中心に協議した。

アンケート結果については、3月9日開催のワーキンググループにおいて、このほど賛助会員世話人会13社に対して実施した製造年月日・賞味期間表示実態等、物流に係るアンケート回答を集計した資料をもとにその内容等を協議し、これを了承。

近く13社の物流実務担当者との懇談の機会を設けるほか、来る4月26日開催予定の第23回賛助会員世話人会において結果報告をすることになっている。

以下に、今回のアンケート設問の主な回答結果を掲げることとする。

#### 賛助会員世話人会13社の回答集計

##### ＜抜粋＞

※加工食品卸の「製造年月日表示」についてどう考えますか。（2つまで）

- a. 品質の経時変化判断の目安として便利 7社
- b. ロット識別、商品管理に便利。 10
- c. 消費者の過度の鮮度思考を誘発 5

- |                   |   |
|-------------------|---|
| d. 返品の原因になっている。   | 3 |
| e. 他の日付け表示に変えるべき。 | 1 |
| f. その他。           | 0 |

※加工工食品の「製造年月日」表示を廃止して将来「賞味期間」のみの表示の方向に検討されていますが、どのように思われますか。

- a. 製造年月日を廃止すべきではない。 1社
- b. 製造年月日を廃止しても良い。 7
- c. 製造年月日・賞味期間併記が好ましい 4

※現在の段階における物流シンボル表示について（一部商品に採用も含む）

- a. ITFを外箱に印刷している。 3社
- b. JANを外箱に印刷している。 2
- c. JAN・ITFとも外箱に印刷。 2
- d. 現在はないが将来的には実施したい。 7
- e. 予定はない。 2

#### ※①パレット輸送について

- a. 現在パレット輸送を行なっている。
  - ・自社パレット使用 7社
  - ・レンタル使用 5
  - ・運送会社パレット使用 2

- b. 現在パレット輸送を行なっていない。 2

その理由は下記の通りである。

- ・多品種少量輸送で不合理（工場・配送センター内で自社パレット使用）

- ・積載率の低下を招く
- ・パレットサイズの規格に対して商品外箱のサイズと不合理
- ・荷崩れを防止するために使用せず

※②)パレットの回収について (①で a. に○を記入されたところ)

c. 納入時、納入先のパレットに積み替え即時引き取っている	5社
d. 後日回収を行なっている	9
e. 回収を行なっていない	0
f. レンタル業者に任せている	0
g. その他 (共同回収)	1

※③)パレットの運営について

h. パレットの取扱いに関して契約書を交換している	
・金銭的取り決めがある	1社
・金銭的取り決めはない	3
i. 商品納入時の納品書に使用枚数を確認している (回収枚数も含む)	
・ある期間毎に受手側に報告。	5
・報告していない	1
j. 一切カウントしていない	1

※④)パレットの使用状況

k. 現在パレットの回収率は何%ですか	65/ 90/ 95/ 93/ 70/ 90/ 98/ 85/ 80%
①現在パレットの平均回転日数は何日ですか	600/ 52/ 35/ 30/ 20/ 10 15 日

※パレットの統一化に対するご意見

- ・パレットの統一化は絶対必要（多数意見）
- ・T-11型に統一すべき（多数意見）
- ・車両荷台のサイズ対応も促進すべきだ
- ・統一パレット使用に対しての優遇措置（金利補助・税制等）を要望したい
- ・酒類 9型・食品T-11型の調整を願いたい
- 流通段階でのルールの策定（パレチゼーションの仕組みと受発注単位など）
- ・行政の積極的な指導を要望したい
- ・正方形は製品モジュールから使いづらい。数種類（3～4種）のサイズ統一で使用するのが現実的である

※パレチゼーションに対するその他のご意見

- ・パレットの共同回収やプール会社による回収の仕組みづくりが重要。
- ・積載効率向上に対してのパレット化の運賃、手積み、手おろしの運賃等対応別運賃体系を検討すべきである。
- ・いずれパレチゼーションは社会的要請から不可欠。（多数意見）

パレチゼーション問題については、井岸松根委員より、「一貫パレチゼーション推進のための標準化と関連物流規格の体系化に関する調査研究」に関する通商産業省産業政策局流通産業課主催の「一貫パレチゼーション標準化委員会」における協議結果につき報告がなされ、今後の取組み等に關し意見交換した。

<平成3年度>

# 物流コストの実態調査

## 関東支部・物流業務委員会が算出

日食協・関東支部の流通業務委員会では、このほど平成3年度における全業態を対象とした酒類・食品に係る物流コストの実態調査を行なった。

この年度は、年当初から好景気が持続し、5カ月続いた前回の“いざなぎ景気”を越すのではないかという見通しで始まった。しかし、期の途中でバブルの表面化・崩壊が日本経済を直撃し、一気にリセッションに転じた極めて特異な年となった。

流通の中間点に位置し、景気の動向には常に細心の注意を払うことを企業の重要な経営方針としている食品卸にあっては、この変動にも拘らず敏速に対応しつつあるものの、構造的・体制的な流れに抗し得なかった部分により影響を受けたのも事実であろう。

景気の下降線の行き着く先が見えない不透明感、少量多品種、多頻度納品の定着化に加えて、社会環境の見直し気運、過度ともいえる鮮度重視、消費低迷からくる流通量の減等々、単位当たりコスト効率の低下傾向は相変わらず続いているものと考えられる。

このような年度の環境を背景に、平成3年度の首都圏における物流コストの調査結果とともに、内容分析してみることとする。

物流コストの項目別、前年比較内訳は次の通りである。

### <1函当たりの物流コスト>

(単位：円)

項目	平成2年度		平成3年度		前年度との比較	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	%
配送費	123.61	48.4	135.60	49.6	11.99	109.7
保管費	51.37	20.1	59.77	18.7	8.40	116.4
荷役費	49.44	19.4	52.83	19.5	3.39	106.9
情報処理費	30.96	12.1	31.69	12.2	0.73	102.4
合計	255.38	100.0	279.89	100.0	24.51	109.6

### 1、物流トータルコスト

平成3年度における1函当たりのトータルコストは、279円89銭となった。

これは、前年より24円51銭アップの109.6%の増率となっている。

好況から不況ムードに転じ、物量の伸びが順調に進まなかったにも拘らず、備車基本料金、倉庫建物等の設備費といった固定費の定額支出、及び一部保管設備への投資が反映したものと考えられる。

なお、この年度の1函当たり倉出し平均単価は4,555円でその経費率は6.15%となっている。

## 2、項目別物流コスト

### 1)配送料 :

平成3年度の1函当たりの配送料は135円60銭で11円99銭高の109.7%となった。配送料の主体は備車料金であるが、年度の料金改定は概ね春先に集中して行なわれ、好況時のドライバー不足による値上げ要求をある程度呑んだ形で妥結した直後に消費停滞に直面した結果、アップしたものと考えられ、景気変動の過度的な現象であるともいえる。

また、少量多品種多頻度納品、リードタイムの短縮、ダイヤグラム納品の要請、交通環境の悪化と規制の強化など、例年のパターンも大きく影響していることも見逃せない。

### 2)保管費 :

平成3年度の1函当たりの保管費は59円77銭で、前年対比では8円40銭高の116.4%となっている。他の項目と比較しても大幅なアップ率となっているが、これは固定費である保管設備、減価償却費などが、保管・流通物量と必ずしもマッチしなかったためと考えられる。

また、倉庫建物等に対する相当額の設備投資が一部に行なわれたこともこの項目のアップの要因となった。

一方、在庫管理は年度が進むにつれて徹底が浸透し、在庫アイテムの削減や在庫圧縮、不動不良商品の整理、回転日数の短縮化に焦点を絞って取り組んでいる姿勢がより鮮明になってきている。

### 3)荷役費 :

平成3年度の1函当たりの荷役費は、52円83銭で前年比3円39銭高の106.9%であった。景気が降下線をたどっているとはいえ、当業界の人手不足、賃金の上昇傾向は依然として沈静していない。逆に荷役作業者の高齢化による人件費全体の底上げが懸念されるところである。

人手不足の対応のため、作業環境改善投資、デジタルピッキング・システムの導入、庫内搬送機器、作業目的別のフォークリフトの増車などの推進が真剣に進められているこ

ともアップの要因として挙げられる。

#### 4)情報処理費：

平成3年度の1函当たりの情報処理費は31円69銭で72銭高の102.4%と意外な低率にとどまった。

当面のシステム化が一段落したことと、処理データ量の減少が原因と思われる。

しかし、この項目に関しては、今後も物流情報の作成・伝達、物流データの内部蓄積や分析を含め、一層のシステム整備の推進が必要と考えられ、これらの投資も重点的になされなければならないであろう。

## 首都圏における百貨店、スーパーの返品実態

平成4年6月～8月期の夏期調査

関東支部・流通業務委員会では、首都圏の百貨店、スーパーを対象として、平成4年6月～8月の3カ月間における返品の実態調査を実施した。

調査方法は、前年度と同様の要領により行ない、取りまとめられた。

その調査結果は次の通りである。

### I、返品の実態

#### 1、チャネル別比較

首都圏内の百貨店およびスーパーにおける平成3年6月～8月の3カ月間の出荷金額合計に対する返品金額の割合は表-1の如くである。

表-1

チャネル 区分	百 貨 店		ス ー パ ー	
	平成3年	平成4年	平成3年	平成4年
プロパー	0. 68	0. 61	0. 60	0. 37
特売商品	1. 62	1. 36	0. 82	0. 46
P B商品	0. 22	0. 37	0. 02	0. 01
ギフト商品	6. 56	3. 85	0. 95	0. 60
計	9. 08	6. 19	2. 39	1. 44

平成3年7月に公正取引委員会の「流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針」が公表されたことにより、返品問題は是正に向かうとの期待が持たれていたが、その年度における百貨店・スーパーの返品実態は、逆に増率を示し意外の結果を生んだ。

しかし、平成4年度の調査では、行政指針等が徐々に浸透し、商慣行改善に向けての小売業界の姿勢が変化しつつあること、また、経済環境もバブル崩壊後の影響が少なからず流通業界にも及び、百貨店・スーパーサイドの仕入計画がシビアになってきた点等により、数値的には、平成3年度に比し減少している。

チャネル別では、先ず百貨店の返品率は、前年が9.08%であったのに対し、平成4年度は6.19%と大幅な減となった。

また、スーパーにおいても前年が2.39%であったのに対して、平成4年度は1.44%減少している。

商品区分別では、百貨店のギフト、スーパーのプロパーにおいて特に効果的に現われているのがわかる。

ただし、本来あってはならないとされるP B商品の返品が百貨店において0.15%増となっているのは歓迎できない。

## 2、チャネル別、月別比較

百貨店及びスーパーの返品率を6月から8月までの3ヶ月間を月別に前年と比較してまとめたものが表-2である。

表-2

チャネル	6月		7月		8月		平均	
	H3年	H4年	H3年	H4年	H3年	H4年	H3年	H4年
百貨店	2.20	2.25	6.64	6.10	30.12	19.29	9.08	6.19
スーパー	1.59	1.16	1.94	1.04	3.86	2.28	2.39	1.44

この表では、百貨店の場合、6月が前年よりやや多いが、7月、8月と激減しており特に8月の返品率が30.12%から19.29%となっており、目を引く。

また、スーパーの月別を見ると、各月とも減少しており、自主規制基準等の業界内の普及も図られつつあることが伺える。

### 3、百貨店の内容比較

百貨店の返品内容の比較（表-3）では、プロパー商品の率が3カ月にわたり引き続き微増となっているが、金額的には売り上げに対して、返品金額が低くなっていると考えられた。

P B商品にあっては、明らかに不当返品に属するものであり、積極的な是正を促さなければならない。

なお、ギフト商品については、前年各月比いずれも減率を示し数的には好ましい傾向にある。これは、商慣行改善気運の高まりと、百貨店側の計画仕入れ等が相乗的に効果をもたらせたとも見られる。

表-3

月別 内容	6月		7月		8月		平均	
	H 3年	H 4年	H 3年	H 4年	H 3年	H 4年	H 3年	H 4年
プロパー	0.46	0.54	0.50	0.52	1.21	1.35	0.68	0.61
特売商品	1.25	1.47	1.19	1.23	2.18	1.75	1.62	1.36
P B商品	0.04	0.07	0.12	0.22	1.00	2.10	0.22	0.37
ギフト商品	0.45	0.17	4.83	4.13	25.73	14.09	6.56	3.85
計	2.20	2.25	6.64	6.10	30.12	19.29	9.08	6.19

### 4、スーパーの内容比較

表-4はスーパーにおける返品の内容比較である。

各月の計で見ると、平成4年度のスーパーの返品はいずれも減率を示し、好感の持てる内容となっている。

すなわち、前年同月比では、6月が-0.48%、7月-0.90%、8月-1.58%とそれぞれ減少しており、今後更なる改善が期待される。

表-4

月別 内容	6月		7月		8月		平均	
	H 3年	H 4年	H 3年	H 4年	H 3年	H 4年	H 3年	H 4年
プロパー	0.56	0.39	0.52	0.26	0.74	0.49	0.60	0.37
特売商品	1.00	0.70	0.68	0.26	0.80	0.42	0.82	0.46
P B商品	0.008	0.01	0.02	0.01	0.03	0.01	0.02	0.01
ギフト商品	0.03	0.06	0.73	0.51	2.29	1.36	0.95	0.60
計	1.59	1.16	1.94	1.04	3.86	2.28	2.39	1.44

## II、返品の動向

このたびの返品実態調査により、平成3年に比し両業態とも減少数値を示し、卸業界としては、これまでの是正に向けての活動が効をもたらせたとの評価もある。

しかし、平成4年度の返品率減少には、下記のような幾つかの特徴的要因があったと受け止められる。

- ① 小売企業の売上不振が、仕入れを押える結果に絡がったことが挙げられる。
- ② 前年（平成3年）の売れ筋商品の予測違いが大きな歯止めとなったこと。
- ③ 前年大量仕入れした結果、大量返品となり、経費が嵩んだことが経験となって商品の吟味をせざるを得なくなった。
- ④ マクロ的に、企業および個人収入が増えないため出費の節約が強まり、ギフト商品の伸びが抑えられ、かつ、高価なものから低価なものへ質的な移行が見られたこと等。

## III、今後の対策

- ・公正取引委員会の独占禁止法上の指針等に基づく関連行政機関の積極的な是正のための指導要請。
- ・日食協が取纏めた「取引上のお願い」要望書の主旨徹底を更に推進する。
- ・返品実態調査を継続実施し、現状分析、返品要因を追及する等、その実態を把握するとともに、返品が国民経済的ロスに絡ること等を社会的に訴える。

以上、平成4年6月～8月期の百貨店・スーパーにおける返品実態を取纏め、流通業務委員会の報告とする。



## 支部ニュース

各県ブロックと合同委員会開催  
関東支部・流通業務委員会

関東支部・流通業務委員会では、首都圏におけ

る物流コスト及び返品の実態調査を例年にわたり継続調査しているが、平成5年を迎、早々の作業として、この2つの調査結果の取纏めを重点的に行ない、このほど前掲のごとき報告書を作成した。

同委員会の今年に入ってからの活動を追って見ると下記の通りである。

・ 1月22日： 3時～5時 日食協会議室

☆ ☆ ☆ ☆

- ①返品実態調査の取纏めについて
- ②物流コスト調査結果の取扱い等について
- ③商品研修会の企画について
- ④「支部賛助会員連絡会」の設置について
- ⑤今後の活動の進め方等について
  - イ）、合同委員会の開催
  - ロ）、研究調査活動等

・ 2月25日： 3時～5時 日食協会議室

- ①返品・物流コスト調査結果の整備作業
- ②商品研修会の企画について
- ③今後の委員会活動の取組みについて
  - イ）、合同委員会の開催
  - ロ）、平成5年度事業計画

・ 3月22日： 3時～5時 日食協会議室

- ①「支部賛助会員連絡会」への関東支部の取組みについて
- ②合同委員会開催の事前協議について
- ③商品研修会の実施について

日食協本部活動状況報告については、北田常任幹事より、本部5委員会の主な活動を中心に報告があり、続いて前掲の百貨店・スーパー返品実態調査結果並びに平成3年度の首都圏における物流コストの実態調査結果の報告がなされた。

なお、各県からの返品実態、物流コストに係る調査報告も寄せられ、これについては参考資料として提示され、情報交換した。

傭車料金については、首都圏メンバー各社から寄せられた報告資料をもとに平成4年度の物量伸長率、支払運賃伸長率の状況並びに平成5年度の傭車料金の考え方等についてのアンケート集計が行なわれたが、その集計結果では、値上げしないが8社、ベースアップ程度は止むを得ないと考えている企業が5社、検討中というのが1社となっている。

各県ブロックの傭車料金の現況については、集計結果を資料提示するとともに、出席委員との情報交換を行なった。

以上の月例開催の委員会活動を踏まえ3月26日午後1時から日食協会議室において、第4回流通業務合同委員会を開催した。

主な議題は次の通り。

- ①日食協本部活動状況報告
- ②流通業務委員会の首都圏内委員会活動報告
  - ・百貨店・スーパー返品実態調査結果
  - ・物流コストの実態調査結果
  - ・傭車料金に係る情報交換等
- ③各県ブロックの活動状況報告
- ④今後の流通業務委員会の取組み等

各県のブロック活動状況等については、それぞれのブロックにおける活動の現況が報告され、また、今後の活動テーマ等が話し合われた。

なお、アンケートによる各県ブロックの活動テーマは次のような活動予定項目が寄せられている。

(いずれも複数回答)	
・返品の実態調査	5ブロック
・物流コストの実態調査	5ブロック
・物流効率化問題	5ブロック
・商慣行改善問題	4ブロック

・食品の賞味期間表示問題	4 ブロック
・資源・環境問題	3 ブロック
・JAN・ITFコード問題	3 ブロック
・備車料金の情報交換	2 ブロック
・就労・雇用問題	1 ブロック

また、このほど本部において「支部賛助会員連絡会運営要領」が設けられ、事務局より経緯、目的等運営要領に係る概要の説明がなされ、関東支部として今後どのように対応すべきかにつき意見の交換を行なったが、話し合いの結果、本件に関しては、来たるべき支部幹事会並びに支部定時総会において改めて諮られることが望ましいとされた。

### 第19回商品研修会を開催

関東支部では、流通業務委員会の企画により来る4月23日に第19回商品研修会を開催する。

今回の研修会は、静岡県庵原郡富士川町南松野のはてい缶詰株式会社富士川工場と同県田方郡大仁町三福の旭化成工業株式会社大仁工場の2工場において研修することになった。

当日は午前8時20分に東京駅前旧丸ビル明治屋ストア横に集合し、大型バスで工場を巡る。

定員50名で、広く支部会員の積極参加を呼び掛けている。

### 近畿支部で15周年記念集会を挙行

近畿支部では、3月19日有馬温泉の有馬グラ

ンドホテルにおいて、支部発足15年目を迎えたのを記念し15周年記念集会を盛大に開催した。

記念集会は午後4時から始まり、はじめに同支部の支部長松下善四郎氏より次のような挨拶があった。

「本日の会合の趣旨であるが、昨年5月本部では日食協創立15周年記念を東京で開催したが、各支部は1年遅れのスタートになっており、本年が15周年になる。支部幹事会において記念行事の企画が提案され、久し振りにゆっくり時間を持って卸会員相互の連帯感を深めることが、このような厳しい世の中であればあるほど、そうした機会を持つことが必要ではないかとのご意見を頂き本日の支部創立15周年の記念集会となった。

従って本日は特に議題は掲げていないが、日食協本部活動をほど専務理事に報告願って、実行委員長の乾昌秋委員長に懇親会会場での進行をお願いすることになっている。

各地区には、以前から卸同業界が置かれており大きな役割を果たしてきた訳であるが、しかしながら今日、全国流通のしかもシステム化の時代を迎え、地域的レベルでは業界として纏まった活動を進めることは困難となってきたことから15年前に日本加工食品卸協会という全国団体が皆様のご同意を得て発足した訳である。その母体は缶詰の卸団体である全缶協であり、ややもすると会員に偏りがあったが、御蔭様で本日お集いのメンバーにより活動することが出来るようになった。

現在、食品卸団体連絡協議会が卸5団体と日食協とで話し合いの場が東京で持たれており、その会合には、本日お見えの乾様、大橋様、秋山様、米谷様、また、祭原様もご出席頂いているが日食協との活動の繋りをますます強めて参りたいと思

っている。

日食協に対してのご意見等があれば、この機会にどうかご質疑なりご激励など頂ければ幸いである。皆様の利益につながるよう努力しているのがこの団体であり、日食協へのご理解とご協力をお願い申し上げたい。」

大要以上のような支部長挨拶があり、続いて専務理事より日食協5委員会の活動を中心とした本部活動報告が行なわれ、6時から総勢45名による和気藹々の懇親会が催された。

### 配送コスト算出方法再検討

共同配送委員会

平成5年に入ってからの共同配送委員会は、1月29日及び3月4日の2回にわたり開催され、①南王運送(株)の首都圏における百貨店に納入する食品類の配送代行業務の実績報告並びに情報交換②対百貨店への要望書の具体的検討等を行なった。

1月時点の食品配送実績は、前年比3,000個程度の減となり84.47%にとどまった。一方個単価は前年の471円に対し、480円となっている。

この扱い個数減の要因としては、景気低迷に伴う百貨店側の売り上げ減と一部自社配送がなされたためと見られる。

なお、配送コストの算出についてはその計算方法を再検討する必要があるとされ、次回南王運送(株)側において案を作成し、参加メンバーとの意見交換を行うことになった。

また、百貨店配送の現状調査の結果を踏まえての納品に係る要望書(案)についての内容整備作

業等も合わせ行なった。

次回委員会開催は4月6日が予定された。



### 筍全国大会に備え蔬菜部会

去る2月4日午前11時から、日食協会議室においてCBO蔬菜部会の正副部会長による連絡打合会を開いた後、引き続き午後1時半から蔬菜部会が開催された。

この日の部会は、永年蔬菜部会長をつとめてこられた(株)北村商店・取締役社長の北村傳司氏に代わり同社の北村博常務取締役が部会長を代行。①蔬菜部会の今後の運営等について、②国産たけのこ缶詰の情報交換〔1)在庫状況及び現在の市況等・2)新物たけのこ缶詰の生産見通し〕③輸入たけのこ缶詰の情報交換④筍缶詰全国大会への要望事項等について協議した。

協議のあらましは次の通りである。

### <国内筍缶詰の状況>

- ・平成4年度の国内生産は、1,496,046函(日缶協の最終集計)。
- ・前年度に比べ減産であるにも拘らずかなりのキャリオーバーがある。
- ・量販店は、その殆どがリパックものである。
- ・逆に国産ものに返品がある。
- ・手当したうちの半数は在庫となっている。
- ・量販店のリパック品が大型缶に取って代わり

しかも価格は中国並にの声があり、これが在庫する原因となっている。

- ・国内産の数が伸びるということは先ずないであろう。

#### <輸入筍缶詰の状況>

- ・平成4年度（1月～12月）における通関実績では、11Kg換算で8,639,790函（前年度は7,869,910函）。前年比769,880函の増加。
- ・学校給食向けが、当初は順調であったが、その後の動きは鈍ぶってきた。
- ・昨年夏以降、特にホール品の動きが振るわくなってきた。船積みを遅らすという向きもある。
- ・最近の傾向として中国産の方が味も色も良いとの評価がある。

消費者が中国筍に慣れてくれたせいもあり、味は問題なく受け入れられている。

#### ・中国の輸出体制：

- ①シッパー13社で輸出組合を設置し2月中旬に話し合いの場を持つとのこと
- ②今年もE.S.が存続されることになったが、外貨交換レートで1ドル5.8元。市中は1ドル8.2元。
- ③中国の生産意欲は旺盛で5割生産アップに向け設備投資も行なっている。

#### 〔主な意見〕

※筍缶詰については大別して「孟宗」と「麻竹」で考えるべきである。

国内産と中国産と分けて考へるのでなく、「孟宗筍」で消化がいくつかと言ったかた

ちで論ずるべきである。

いずれにしても、トータルで考へるべきであろう。

※国内筍缶のみが対象であるなら、部会は解散してもよいのではないかという考え方もある。昔と大きく情勢は変わっている。

※現在の国内消費量は900万～950万函程度と予想されるが、孟宗筍のキャリオーバーは100万～150万函の間と見ていい。

※18ℓ缶に変わる容器を考える必要あり。

※容器改革が必要と思う。（例：半缶でも、5Kg×2でも可）

※サイズについても使い易いサイズにJASを改めるべきと思う。

売れないものを一所懸命金を掛けて造ることはない。

※A級、B級を中心に造れば良い。C級品以下の格外ものは中国産で間に合う。

※製造もだらだら生産でなく、早目に切り上げること。格外品を造るから残るのだと思う。

キャリオーバーしないためにはA級、B級にすべきだ。A級、B級の比率が高くなればパッカーも儲かる筈。

※リパック向けには国産物は不要との声もある。

※空缶処理問題も、これからは度外視出来ない。空缶を引き取ることを条件に仕入れする状況にある。

なお、筍缶詰の情報交換につづき、アスパラガ

ス・スイートコーン缶詰に係る日本農産缶詰工業組合山内専務理事との懇談の場が持たれた。

#### 〈第44回・筍缶詰全国大会〉

3月8日東京・麹町会館において(社)日本缶詰協会主催、日食協協賛により第44回・筍缶詰全国大会が開催された。

この大会には日食協会員メンバー約20名が参加したが、輸入筍缶詰の動向は年ごとに国内産の立場を厳しい状況に追い込んでおり、特に本年度における国内市場は、少なからぬ変革がもたらされるであろうとの印象が深められた大会と受け止められたものようである。

#### 〔新もの蜜柑缶詰で情報交換〕

新もの蜜柑缶詰を中心とした果実部会は、2月26日開催され、生産・市況の見通し、並びに輸入動向等につき情報交換した。

#### ※原料事情：

1月下旬 30円～31.50銭：  
(長崎—選果場渡し)  
引取り運賃を加えると35円程度。  
2月上旬 以降1～2円安。  
温暖のため腐れ早し。

#### ※生産状況：

2月上旬～中旬にかけ半数以上が製造打ち上げ  
3月に入ってからは一部の工場のみ。  
ミックス・甘夏に切り替えのパッカーもあり、  
前年に比べ10日～15日間少ない。

#### ※輸入状況：

・1月通関統計 69、912函(換算)温州

<前年111、100函〃>

・スペイン情報

去年950万函製造、内820万函輸出

キャローバー：130万函(昨年11月現在)

本年390万函製造+クリサン80万函で

その合計は470万函となっている。

生産は2月20日に完了。

・中国産は前年の半減。50万函程度か。

・ロシヤへの救援物資として4号缶で8万函が振り向けられる。

#### 〈3月末日のJAS受検状況〉

平成4年度内販蜜柑缶詰のホール品の3月31日現在におけるJAS受検状況は次の通り。

缶型	実函	換算
1/06	489,491	611,864
2/24	323,663	440,182
M3/24	663,529	878,212
4/24	2,467,561	1,801,320
5/24	969,828	484,914
5/48	14,293	14,293
その他	143,974	56,479

実函計 5,072,339

換算計 3,787,264

平成3年度 4,162,379

平成2年度 3,628,230

平成元年度 4,932,001

## 〔品質対策委員会がクレーム実態調査〕

C B O品質対策委員会では3月5日午後3時から日食協議室で水産7社会のメンバーをオブザーバーに招き委員会を開催し ①缶詰のクレーム実態調査の結果報告 ②環境問題、P L法等による動向について ③日付表示問題等について情報交換した。

缶詰のクレーム実態調査は日食協発足以来継続的に調査してきているが、水産7社会からも水産缶詰のデータ提供のご協力を頂き、平成4年度におけるクレームの発生状況等に関する分析を行なった。

平成4年度クレーム実態の総合計は次の如くである。

区分	年次	平成3年 1月～12月	平成4年 1月～12月
異物混入		252	475
品質クレーム		244	318
その他の		137	239
総合計		633	1,032

☆

☆

☆

## 市街地の整備で一部法改正

関係5省間において審議が進められていた「流

通業務市街地の整備に関する法律」所謂、市街法の一部を改正する法案がこのほど成立した。

改正の内容は、これまで政令で定める大都市に限られていた整備地域が ①相当数の流通業務施設の立地により流通機能の低下、自動車交通渋滞を来していること。②高速輸送施設の整備状況、土地利用の動向等から見て①と同様の状況を来するおそれがあることの要件のいずれかに該当する都市に拡大されることになった。

また、基本方針の策定方法が、主務大臣の定める基本方針に基づき、都道府県知事が基本方針を策定することに変更されるとともに、流通業務地区内における立地規制についても ①道路貨物運送業等の事業以外の事業を営む者が流通業務の用に供する事務所（製造業、小売業等の事業者の設置する配送センター）及び ②流通加工工場（物資の流通の過程における簡易な加工の事業用の工場）に対して緩和措置が取られる。

なお、流通業務効率化基盤整備事業に対しては流通業務地区内において流通業務の効率化に資する事業、すなわち、共同利用型流通業務用施設の設置、運営、輸送効率向上のための空車情報の提供等を行なう者に対し、当該事業資金の借入れについて、産業基盤整備基金からの債務保証の支援措置が講ぜられる。

その他税制面では、団地外から内への資産買換時の特例、事業所税、特別土地保有税の減免等が掲げられている。

